

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

## 原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書

平成26年9月11日

### 福島県原子力損害対策協議会

会長	福島県知事	佐藤雄平
副会長	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	
		会長 大橋信夫
副会長	福島県商工会連合会	会長 轡田倉治
副会長	福島県市長会	会長 相馬市長 立谷秀清
副会長	福島県町村会	会長 湯川村長 大塚節雄



# 原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求

福島復興・再生には原子力損害賠償の完全実施が極めて重要であることから、幾度にもわたり、国及び東京電力に対し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が確実かつ迅速になされるよう強く求めてきたところである。

こうした中、昨年末に策定された「中間指針第四次追補」において賠償の見通しが示され、長期間にわたる帰還不能に伴う精神的損害の一括賠償や住居確保に係る損害の賠償など、順次、請求手続が開始されているところである。

東京電力においては、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、被害者それぞれの立場に立った賠償を的確、迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきである。

よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と、次の事項についての確実な対応を強く要求する。

## 1 避難指示等区域に対する賠償

### (1) 被害の実態に見合った賠償

帰還困難区域や居住制限区域、避難指示解除準備区域はもとより、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に行うこと。

### (2) 長期間にわたる帰還不能に伴う精神的損害の一括賠償

ア 賠償の対象となる地域の設定に当たっては、地域の実情や住民、市町村の意向を十分に踏まえ、混乱や不公平が生じないようにすること。

イ 一律の賠償額を超える個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応すること。

### (3) 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」

避難指示の解除が検討されている区域等の現状をしっかりと把握した上で、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確実に確保すること。

### (4) 住居確保に係る損害の賠償

ア 被害者が生活再建の見通しを立てることができるよう、帰還、移住のいずれの場合においても、被害者一人一人の事情に応じた賠償を柔軟かつ迅速に行うこと。

イ 移住先における宅地の取得費用の算定に当たっては、地価の動向を踏まえ、柔軟に対応すること。

ウ 賠償の対象となる費用や賠償額の算定方法等について、全ての被害者に分かりやすく丁寧に説明すること。

(5) 営業損害に係る賠償

ア 被害者がそれぞれの将来設計に応じて事業を再建することができるよう、事業者や市町村等の意向を十分に反映した賠償を確実にかつ迅速に行うとともに、避難指示解除後に帰還した際においても、被害者一人一人の実情に応じた賠償を行うこと。

イ いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圈の喪失等に伴う損害、転業、移転等のための追加的費用を含めた一括賠償等の対応も行うこと。

ウ 移住先等で事業の再建を図るために必要となる農地や店舗、機械設備等の事業用資産の再取得に要する費用等について、確実に賠償を行うこと。

エ 「特別の努力」により得た収益を賠償金から控除しない取扱いを全ての賠償期間に適用すること。

(6) 財物損害に係る賠償

ア 山林や立木、個別評価による家財等の賠償基準を早急に示し、賠償金の支払を速やかに開始すること。

イ 帰還後の生活に必要な不可欠な飲料水の確保のため、井戸水や沢水に頼らざるを得ない地域における井戸の掘削費用等について、十分な賠償を行うこと。

(7) 精神的苦痛、生活費増加費用、就労不能損害等に係る賠償

帰還等により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

## 2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償

- (1) 「中間指針第四次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応すること。
- (2) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求への迅速な対応など被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (3) 東京電力「福島復興本社」の機能強化はもとより、本県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行うとともに、「総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を社員一人一人に厳守させること。
- (4) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減のため一層の簡素化を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、賠償請求未了者への請求手続の周知と相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行うこと。
- (5) 営業損害等に対する賠償において、同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を周知するとともに、被害者に分かりやすく説明すること。

## 3 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- (1) 「原子力損害賠償紛争解決センター」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、迅速に賠償を行うとともに、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず直接請求によって、一律に対応すること。

- (2) 「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実に迅速に行うこと。

#### 4 風評被害に係る賠償

- (1) 事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、早期に事業を再建することができるよう、損害の範囲を幅広く捉え、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
- (2) 事業者等が実施する風評被害を最小にとどめるための情報発信や自主検査等の対策に要する費用(機器の購入やリース等を含む)について、確実に賠償を行うこと。

#### 5 除染等に係る賠償

- (1) 個人や事業者が行う県内全域における財物の除染や検査の実施、それに伴う機器の購入、放射性物質が付着した資材の使用等による除染が困難な構造物への対応などに要する費用について、明確な基準を早急に示し、確実に、迅速に賠償を行うこと。
- (2) 賠償請求の手続を開始するに当たっては、原子力発電所事故から相当の期間が経過していることも踏まえ、被害者に過大な負担を生じさせない簡素で分かりやすい仕組みにし、賠償金の支払を迅速に行うこと。

## 6 自主的避難等に係る賠償

損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害の実態に見合った賠償を行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。

## 7 地方公共団体に係る賠償

- (1) 県内地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償を行うこと。
- (2) 原子力発電所事故によって生じた税収の減少分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行うこと。

## 8 消滅時効への対応

将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないようにすること。

